

○ 改正案

本協議会を昭和56年7月に設置してから40年以上経過しており、高齢化の進展等による人口構造の変化、平均寿命が伸びたことで発生した様々なライフスタイルによる健康課題の多様化、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症等の新興感染症や地震・台風等の自然災害への対応など、保健医療行政を取り巻く状況は広域的かつ複雑になっていることから、今後の川越市における保健医療に関して広く協議検討するため、設置目的等を以下のとおり改正する。

新旧対照表（案）	
(旧)	(新)
<p>川越市<u>医療問題</u>協議会 (設置)</p> <p>第1条 地域医療及び保健衛生に関する諸問題について 協議するため、<u>川越市医療問題協議会</u>（以下「協議 会」という。）を置く。 (略)</p>	<p>川越市<u>保健医療</u>協議会 (設置)</p> <p>第1条 保健医療について総合的な見地から協議する ため、<u>川越市保健医療協議会</u>（以下「協議会」とい う。）を置く。 (略)</p>